

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ルマナイサモアと称する。

2 この団体の英語名は Milai とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県高松市仏生山町甲562-1 シャーメゾンプレミアス202に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体はサモア独立国において現地の人々と協働して医療・教育支援活動を行い、その経験をサモア・日本両国において多くの人々と分かち合うことで、サモア・日本の人材および文化交流を促進させることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① サモアにおける医療支援事業
- ② サモアにおける教育支援事業
- ③ 国内での開発教育に関する事業

(2) その他の事業

- ① イベントの企画及び物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員：この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動および事業推進に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員：この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、個人会員、マンスリー会員、ユース会員、団体会員に分けられる。なお、ユース会員は学生のみ入会ができるものとする。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、共同代表が別に定める入会申込書により、共同代表に申し込むものとし、共同代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 共同代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、共同代表が別に定める退会届を共同代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款や会員規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
  - (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち、2人を共同代表とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 共同代表は、理事の互選とする。また、文書等に単独の代表者名を記載する場合における代表者1名について共同代表の中から選任する。
- 3 監事は、理事又を兼ねることができない。

(職務)

第14条 共同代表は、共同でこの団体を代表し、合議によりその業務を総括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この団体の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、共同代表が招集する。

2 共同代表は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

（権能）

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する必要な事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第32条 理事会は、共同代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第33条 理事会の議長は、共同代表又は共同代表が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者 にはあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この団体の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この団体の資産は、共同代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、共同代表が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この団体の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この団体の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、共同代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、共同代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、共同代表が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決をもって決する。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 団体が行う特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号及び第 2 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この団体が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、解散時の総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は民法第 34 条に規定する公益法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決をもって決する。

## 第 9 章 雑則

（委任）

第 52 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

共同代表	浦崎裕之
共同代表	氏原英敏
理 事	古瀬大治
同	板垣暁歩
監 事	伊藤和歌子
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。



- (1) 入会金 入会金はこれを設けない。
- (2) 年会費
  - ① 正会員 12,000 円／年
  - ② 賛助会員 個人会員 一口 3,000 円～／年  
マンスリー会員 一口 1,000 円～／月  
ユース会員 一口 500 円～／月  
団体会員 一口 30,000 円～／年

## 附 則

この定款は、2021 年 5 月 16 日から施行する。